

◎新潟県告示第978号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定により、指定保安検査機関を次のとおり指定した。

令和7年11月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称及び所在地

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会
新潟市中央区東大通一丁目2番23号

2 指定年月日

令和7年11月9日

3 指定の区分

- (1) 冷凍保安規則第41条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (2) 液化石油ガス保安規則第78条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (3) 一般高圧ガス保安規則第80条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (4) コンビナート等保安規則第35条第4項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
- (5) 製造設備が一般高圧ガス保安規則第2条第1項第22号の2又はコンビナート等保安規則第2条第1項第13号の2に規定するコールド・エバポレータである製造施設（当該製造施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る保安検査を行う者としての指定

4 保安検査開始の日

令和7年11月10日